

## ●第71回全国私立学校審議会連合会総会（報告）

10月20日から21日の2日間、群馬県・高崎ビューホテルを会場として、全国私立学校審議会連合会第71回総会が、全国から約170名の参加者を得て開催された。

1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、中島利郎部会長及び遠山巍副部会長の進行、助言者に千葉茂全専各連常任理事、平田眞一理事を迎え、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。

なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

### **第1専門部会**（専修学校・各種学校関係）

#### 1. 専修学校の収容定員変更に係る学則変更について

提案支部より主に収容定員増に係る学則変更届の提出が、入学者数の確定後に提出される例があり、その指導対応について提案の経緯が説明された後、意見交換が行われた。

はじめに、事例のある各都道府県行政担当者から、専門部会協議題についての調査結果集計表をもとに報告があり、提案の背景に留学生の増加により、関連する学科において入学後に届け出がなされる例があるとの説明があった。

現状の対応としては、入学後に届け出が行われた場合においても、要件が満たされていれば受理しているとの事例も報告された。

収容定員の変更に係る学則変更届については、教育設備、教員組織等教育活動の質に係る確認が必要であるところから、原則として募集要項の公開、募集の開始前までに届け出るようルールへの遵守が必要であるとの認識が示された。

#### 2. 株式会社等営利法人から各種学校（特に日本語学校）の設置認可申請が提出された場合の対応について

提案支部より協議題について、法令上認可申請書の受理と審査はせざるを得ないこと、また、認可後の設置者に対する指導監督権限がないことなどにより、その対応についての協議は必要であると提案の経緯が説明された後、意見交換が行われた。

非漢字圏からの留学生の増加により日本語教育機関から、各種学校の認可申請が増加しているが、設置者が株式会社など営利法人である例があり、また、専修学校においても一般社団法人及び株式会社など学校法人以外の設置者からの申請及び認可の事例も存在することが報告された。

#### 【検討・要望事項】

- ① 各種学校の設置基準は、各種学校規定(昭和31年文部省令第31号)に定めているが、本規程には設置者に関する規定がなく、設置者については、都道府県の内規で学校法人に限定することを明記し、行政指導を行うとともに私立学校審議会によるチェックも行い、安定性と継続性など、質の担保に努めているところである。
- ② 日本語教育機関は、入国管理の必要性から、法務省管轄の側面もあるが、今後、各種

学校認可申請の増加が見込まれることから、各種学校としての質の担保のために設置要件の整備・充実が強く求められている。

このことから、現状のような都道府県ごとに取り扱いが異なる内規による指導ではなく、全国一律の基準、ルール化が必要であり、統一した取り扱いができるよう、文部科学省において各種学校規程に設置者の範囲を明記することなどの法整備が必要であるという認識が示された。

## **各専門部会共通**

### **1. 学校設置認可のあり方について**

少子化が進み、学校廃止及び学校法人の解散例が見られる。一方、専修学校の設置相談もあり、他校との競合や生徒の確保について、危惧されるため、その審査における私立学校審議会としての関与のあり方について、提案の経緯が提案支部から説明がなされた後、意見交換が行われた。

近年、公立学校の廃校施設を借用した学校の設置例があるが、安易な設置による生徒確保上の問題点などが報告された。また、他県法人による生徒数の確保や既存の学校の現状を考慮しない学校設置に対して、収容定員の確保の観点から私立学校審議会による定員減の指導例もあったことが報告された。認可申請に対する規制など適正配置に関する措置は、法令上不可能であるとの認識が示されたが、学校相互が募集活動についてのルールの厳守を徹底することなど学校経営におけるモラルの確立が望まれるとの意見が出された。

なお、本協議題については、提案県において私立学校審議会委員への説明が不十分であり、内容について承知をしていなかった。問題の背景を明確にした上で効果的に協議を進めるためにも提案県における事前の協議が必要であるとの要望が出された。

### **2. 休校中の学校及び休眠中の学校法人に対する指導・対応について**

休眠期間が長期にわたる場合においては、設置者が不在になる例もあり、その指導・対応について困難な状況の説明がなされ、休眠中の法人に対する解散命令の事例など提案の趣旨が説明されたあと意見交換が行われた。

専門部会協議題についての調査結果集計表をもとに報告があったが、休眠中の事例ではなく活動中の法人についての事例であった。

休校中の学校や休眠法人については、不適切な譲渡など問題が発生する例もあることから、一定の休校・休眠状態にある学校及び設置者の法人に対して、学校の廃止及び学校法人の解散についての手続きを適切に指導するべきであるとの意見が出された。